

(目的)

第1条 きくがわ応援大使（以下「大使」といいます。）は、菊川市を大事に思う人又は菊川市と関わりを持ちたい人を対象とした登録制度（以下「本制度」といいます。）を構築し、菊川市からの情報提供等により登録者自らが菊川市との関わりしるを発見することで菊川市への愛着を育てるとともに、菊川市との結びつきを強めることを目的とします。また、登録者同士が互いに親睦と連携を深め、楽しみながら菊川市の発展と豊かなまちづくりに繋げていくことを目指します。

(登録資格)

第2条 登録できる者は、前条の目的に賛同する次の者としします。

- (1) 菊川市を大事に思う人
- (2) 菊川市と関わりを持ちたい人

(登録手続)

第3条 大使として登録を希望する者（以下「登録希望者」といいます。）は、WEB申込みフォームから登録の手続を行います。登録希望者は、登録の申請に当たり、次に掲げる事項に同意していただくこととなります。

- (1) 事務局が大使の住所、氏名、メールアドレス等の個人を特定するために必要な情報（以下「大使の個人情報」といいます。）を名簿に登録すること。
- (2) 運営上必要な場合に限り、管理者が大使の個人情報を利用すること。

2 管理者は、登録の申請があった場合は、速やかに審査を行い、適当と認めた登録希望者に対して任命状を発行します。

(活動)

第5条 大使は、第1条の目的を達成するため、次の活動を行います。

- (1) 大使専用のプライベートコミュニティへの参加
- (2) 自分の得意分野で菊川市の魅力を共有・発信
- (3) シティプロモーション活動に対する意見交換
- (4) その他目的達成に必要と思われる活動

(禁止行為)

第6条 大使は、前条の活動に当たって次の行為を行ってはなりません。

- (1) 任命状を他人へ転売、貸与又は譲渡する行為
- (2) 他の利用者、第三者若しくは市の著作権、プライバシー又はその他の権利を侵害する行為若しくは侵害する恐れのある行為
- (3) 他の大使若しくは第三者を誹謗中傷する行為又は本制度の運営を妨げる行為
- (4) 事実に反する情報又は公序良俗に反し、若しくはその恐れのある情報を他の大使若しくは第三者に対して提供する行為
- (5) 選挙運動、政治活動、宗教活動及びその他これらに類する行為
- (6) 管理者の承諾なく本制度に係るサービスの情報若しくは本制度で発信される情報を用いた営利を目的とする行為又はその準備を目的とする行為

(7) その他法令等に違反する行為又はその恐れのある行為  
(登録の取消し)

第7条 管理者は、大使が次の各号のいずれかに該当するときは、事前に予告することなく登録を取り消すことができることとします。

- (1) 大使登録情報に虚偽があったとき。
- (2) 市及び市民の信頼を損なう行為があると認められるとき。
- (3) その他市に損害を及ぼす又はその可能性がある行為と管理者が判断したとき。

(庶務)

第8条 大使に関する庶務は、菊川市役所企画財政部営業戦略課が事務局として担います。  
(規約の変更)

第9条 事務局は、大使の活動に関する本規約及び諸規定について、会員の承諾なしに変更できるものとし、変更後は直ちに全ての大使に適用されるものとします。本規約を変更する場合、事務局は大使に対して文章又はホームページにて通知します。

附 則

この規約は、令和4年8月1日から施行する。